

太平洋戦争後半期における戦争指導 —陸軍の戦争終結構想を中心として—

和田 朋 幸

【要約】

第1回及び第2回戦争指導大綱が、陸海軍の異なる戦略思想を内包したものであったのに対し、第3回戦争指導大綱は、対米決戦という思想では一致していた。ただ問題は最初に作戦計画が組み立てられ、それに追従する形で戦争指導大綱が立案されるという、逆のプロセスを生み出していたことである。そしてイタリアの降伏とドイツの戦況不振など、欧州戦争と切離した枠組みで太平洋戦争を戦わざるを得なくなると、日ソ中立関係の維持・増進と陸海軍戦力の統合発揮という問題が急浮上してくるのである。

はじめに

戦争指導の要諦に関して、『支那事变戦争指導史』を著した堀場一雄氏(支那派遣軍参謀、元戦争指導班長)は、「戦争目的の確立、進軍限界の規整及び戦争終結の把握」であると指摘しているように¹、「戦争終結の把握」は、戦争指導において最も重要な事項の一つであった。しかし、ひとたび戦争を開始すれば、戦局は変転し、その中で的確に戦争終結の機会を把握し、これを終結に導くことは、戦争指導者が最も苦慮するところであった。事実、太平洋戦争の開戦当日、参謀本部戦争指導班がその業務日誌に記しているように、「戦争の終末を如何に求むべきや、是れ本戦争の最大の難事」とされていたのである²。

周知のとおり開戦時の日本の戦争終結構想は、「対米英蘭蔣戦争終末促進に関する腹案」(以下、「腹案」という)に描かれており、その後の4回にわたる「今後採るべき戦争指導の大綱」(1942年3月、43年9月、44年8月、45年6月)(以下、戦争指導大綱という)は、この「腹案」が示す構想を具体化し、あるいは修正していくなかで策定された。そして各戦争指導大綱には、その時々の戦局と国際情勢に関する判断を基礎とし、今後採るべき軍事政策と対外政策の基本方針が示されていた。

そこで本研究では、陸軍の戦争終結構想に着目しつつ、戦争指導大綱の中核であった軍事政策と対ソ政策の決定過程を、政府と軍部、あるいは陸軍と海軍の戦争遂行上の要求を

¹ 堀場一雄『支那事变戦争指導史』(原書房、1973年)38頁。

² 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班・機密戦争日誌(上)』(錦正社、1998年)(昭和16年12月8日の項)199頁。なお、本文における史料等の引用の場合は、原文の直接引用は避けて平仮名・新漢字とし、適宜、句読点や濁点を補った。なお、脚注における史料等の引用は原文のままである。

めぐる対立と妥協のプロセスと捉え、ここに繰り返し見られる政策決定過程の特色を明らかにしようとするものである。

ここで、政策決定過程の視点から太平洋戦争に関する先行研究の状況を調査してみると、研究者の関心は、開戦や終戦に至る過程に集中しているように見える³。確かに、太平洋戦争期間中の対外政策や軍事政策についても、それぞれの分野において優れた研究が多数存在するのも事実である。

例えば、細谷千博「太平洋戦争と日本の対ソ外交—幻想の外交—」（細谷千博・皆川洗編『変容する国際社会の法と政治』〔有信堂、1971年〕）や戸部良一「対中和平工作 1942-45」（日本国際政治学会編『国際政治』第109号「終戦外交と戦後構想」1995年5月）、波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』（東京大学出版会、1996年）などは、戦時期の外交政策を分析した代表的な研究である。

また、今井清一「戦争指導と戦争終結策との連関」（日本外交学会編『太平洋戦争終結論』〔東京大学出版会、1958年〕）や池田清「日本の戦争指導計画—開戦時の戦争終結構想を中心に—」（東北大学法学会編『法学』第43巻第2号、1979年7月）、野村実「太平洋戦争の日本の戦争指導」（近代日本研究会編『太平洋戦争—開戦から講話まで—』〔山川出版社、1982年〕）などの研究成果は、太平洋戦争の軍事的側面に焦点を当てたものであった。

しかし、そのいずれにしても、戦時下の戦争指導大綱の策定と対ソ政策の展開を、政府と軍部、あるいは陸軍と海軍の対立と妥協のプロセスと捉え、ここに繰り返し見られる政策決定過程の特色を明らかにしたものはあまりない。特に、研究者の関心が、開戦や終戦に至る過程に集中していたことから、開戦以降の東條内閣（1941年10月～1944年7月）や小磯内閣（44年7月～45年4月）における戦争指導大綱の策定過程を分析し、その特色を明らかにした研究が少ないのが現状である。

以上のことから本稿は、陸軍の戦争終結構想に着目しつつ、小磯内閣における第3回戦争指導大綱（1944年8月）における軍事政策と対ソ政策の決定過程を、東條内閣における第1回及び第2回戦争指導大綱（42年3月、43年9月）のそれらと比較して、その特色を明らかにしようとするものである。

³ 例えば、開戦に至る過程を研究したものととして、細谷千博・斉藤真・今井精一・蠟山道雄『日米関係史 開戦に至る十年』（全4巻）（東京大学出版会、1971-72年）や、吉沢南『戦争拡大の構図—日本軍の仏印進駐—』（青木書店、1986年）、波多野澄雄『幕僚たちの真珠湾』（朝日新聞社、1991年）、森山優『日米開戦の政治過程』（吉川弘文館、1998年）などがある。また終戦に至る過程を研究したものととして、ロバート・ビューター（Robert J. Butow）・大井篤訳『終戦外史—無条件降伏までの経緯—』（時事通信社、1958年）や、栗原健『昭和史覚書—太平洋戦争と天皇を中心として—』（有信堂、1959年）、信夫清三郎『聖断の歴史学』（勁草書房、1992年）、升味準之輔『昭和天皇とその時代』（山川出版社、1998年）などがある。

1 新たな戦争指導計画の再構築と決戦戦略への転換

(1) 戦争指導班の情勢認識と新たな戦争終結構想

1944年に入って、参謀本部が戦争指導上において考慮しなければならなかったのは欧州戦局の推移であった。というのも前年の欧州では、スターリングラード陥落に引続きドイツ軍が退却、また北アフリカ戦線からも独伊軍が退却し、43年9月にはイタリアが降伏するなど、欧州戦局は悪化の一途を辿っていたからである。

事実、1943年末、戦争指導班が記した『機密戦争日誌』にも、「独り欧州に於て奮戦しつつある独国の状況は必ずしも樂觀を許さず」とした厳しい認識が示され、今後の焦点は、44年半ば頃にも予想される連合軍による第2戦線の構成とドイツ軍の戦況予測に移っていた。そして、ドイツ軍が「現在の『ドニエプル』線の保持可能なりや否やは独国の運命を左右し、延て帝国の戦争指導に重大なる影響を与えるものなり」とされたのである⁴。

日本の戦争指導にとって「重大なる影響」とは如何なるものであったろうか。まずはこれについて明らかにする。

防衛研究所図書館に、「独の戦争指導に関する観察」というタイトルの一文がある。これは、独ソ戦の戦況がドイツ軍にとって相当憂慮すべき状況にあることから、「独の急変を仮定する場合の帝国戦争指導に関する研究」を準備しておこうというものであり、1943年11月5日に戦争指導班が作成した研究案である⁵。

この研究案が表現するところの「独の急変」とは、独ソ戦の戦況不振や国内情勢の悪化あるいは占領下諸国の離反によって、突如として欧州和平（独・英米和平）が成立することを指していた。1943年9月にイタリアが降伏し、いままたドイツの劣勢が伝えられるなか、ドイツと英米間に単独和平が成立する可能性は、かつてドイツが一方向的に条約を破棄して対ソ戦に突入したように、全く無いとはいえない。むしろ、前記ドイツの状況から、独・英米単独講和あるいはヒトラー政権の崩壊が、より現実味を帯びてきたということである。

仮にこのような事態に立ち至ったならば、日本は唯一の枢軸国として単独で英米と戦わなければならない。このような場合、連合国側から日本に突きつけられる講和条件は、(1)

⁴ 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌（下）』（錦正社、1998年）（昭和18年12月31日の項）469頁。なお、戦争指導班と呼称された参謀本部第二十班は、その後、第十五課などに名称が変更され、指揮系統も、参謀次長直属、第一部長直属と変遷しているが、実質的な役割に変化はないことから、本文では一貫して「戦争指導班」と略記している。

⁵ 「独ノ戦争指導ニ關スル観察」（昭和十八年十一月十五日）（参謀本部第二十班（第十五課）『昭和十八年大東亜戦争戦争指導関係綴（一般之部）』）防衛研究所図書館所蔵。

無併合、無賠償、(2) 開戦前の日米交渉によるハル四原則の承認、(3) 三国同盟の廃棄、(4) 支那事変以前への復帰、(5) 仏印以南の 1940 年 9 月以前の状態への復帰、(6) 内南洋の非武装化など、我が国にとって厳しい条件となることも既に予測されていた⁶。

さらに、「独の急変」との関連で参謀本部が重大な関心を寄せたのが、ソ連の対日参戦問題である。本研究案においても、「独の急変せる場合のソ連の〔対日〕態度」について一項目を設け、「対日開戦するものと考えざるべからず」として危機感を募らせていた。

そして翌 1944 年 1 月 4 日、戦争指導班が作成した「昭和 19 年度に於ける危機克服の為採るべき戦争指導方策に関する説明」（以下、「戦争指導方策に関する説明」という）というタイトルの文書には、日本の戦争指導にとって決定的要因は『ソ』の対日動向であると明確に規定することになる。

そして、「昭和 19 年度に於て独が脱落し、『ソ』の対日参戦」があった場合には、「最早独力戦争完遂の自主性なく」、さらに「昭和 20 年中期に於て独屈服し、『ソ』の参戦が 20 年末若くは 21 年初頭となる場合」においても、「僥倖的情勢の変転」がない限り「独力戦争完遂の確算ありとは断言し得ざる」と判断されていたのである。したがって、「19 年度に於て一步を誤れば」、ソ連の対日参戦を誘発し、「国体の護持すらも真に困難に陥るべき危機に逢着す」と、じ後の戦争指導への深刻な認識を示していた。

以上のことから、日本が自主的に戦争を完遂するためには、日本の国力や戦力の推移、長期戦のための戦略指導、国内態勢の確立や戦争終結の目途等を考慮すれば、『ソ』の対日参戦を「最悪の場合に於いても昭和 20 年春以降」、「為し得れば昭和 20 年末以降」まで引き延ばすことが絶対必要とされ、このためには「最小限独をして昭和 19 年末迄健在」させなければならないと考えられた。

ドイツ健在のために日本ができることといえば、「東亜の戦場になるべく多くの米英勢力を牽制吸引して独の負担を軽減」することであった。ただこの場合においても、日本がかえって太平洋正面において苦戦を強いられ、あるいはこのために対ソ戦備が疎かになるようなことがあれば、かえってソ連の対日参戦を誘発することになる。そこで考慮しなければならないのが、太平洋正面における「対米英戦勢の徹底的打開」の方策と「対ソ戦準備」の程度であった。

ところが、極東ソ連軍と対峙していた関東軍においては、すでに 1943 年後半期から対南方配備のための兵力抽出が本格的に始まっており、44 年に入ると相次ぐ米軍の反攻のため、その抽出兵力は予想を上回る結果となった。また、支那派遣軍による一号作戦（大陸

⁶ 「大東亜戦争終末方策」（昭和十八年九月十六日）（参謀本部第二十班（第十五課）『昭和十八年 大東亜戦争戦争指導関係綴（一般之部）』防衛研究所図書館所蔵。

打通作戦)⁷への兵力増強や南西諸島・台湾及び朝鮮に対する戦備強化のため、多くの兵団・部隊が関東軍から抽出された。その結果、44年4月頃には関東軍の戦力は著しく弱体化し、配備兵力12個師団の実戦力は、9個師団内外の戦力となり、また関東軍直轄の砲兵や独立工兵、あるいは防空部隊等の兵力は42年当時に比較して半減もしくはそれ以下となっていた。さらにその後も兵力抽出は続き、44年9月末における関東軍の地上骨幹兵力は、6個師団、1個戦車師団程度に過ぎず、対ソ戦備の弱体化は著しかった⁸。

しかし、「対ソ戦準備」を強化しつつ、太平洋正面における「対米英戦勢の徹底的打開」を図ることは、当時の日本の国力・戦力からいって極めて困難な状況にあった。したがって、前記「戦争指導方策に関する説明」では、「昭和19年度に於いては好むと好まざるとに拘らず、対米英戦に専念」せざるを得ないと結論づけるのである⁹。

以上の検討結果を踏まえ、1944年3月15日、戦争指導班は「昭和19年末を目途とする戦争指導に関する観察（第三案）」（以下、「戦争指導に関する観察（第三案）」という研究案をまとめた¹⁰。

その要旨において、1943年9月30日御前会議決定の第2回戦争指導大綱を堅持し、「帝国が自主的に希望を以て戦争を継続し得る」ためには、（1）絶対国防圏の確保、（2）国力の維持、培養、（3）国民の継戦意志の確保、（4）我が勢力圏下諸国の戦争協力の確保、（5）ドイツの健在、（6）対ソ中立関係の維持、が絶対必要であるとした。

そして、これら諸条件は、第2回戦争指導大綱決定時においては「成立の確算を有し」と判断したが、1944年末頃までに「世界の戦局、政局に相当の変動を予期し得るに至りたる今日」においては根本的に再検討し、戦争指導方針の変更・修正の有無、あるいは変更の場合の対策について考察する必要があるとしたのである。そして、上記諸条件のうち最も懸念されたのが、（1）の「絶対国防圏確保の見通し」を前提とした、（2）の「国力の維持、培養」と（6）の「日ソ中立関係の維持」であった。

⁷ 一号作戦（大陸打通作戦）とは、中国大陸を南北に通ずる回廊で、本土と南方圏の陸上交通路確保及び沿線上の敵空軍基地の覆滅、並びに重慶軍の撃破と継戦意志の破砕を企図して、1944年4月から翌45年2月頃まで断続的に実施された作戦である。この作戦は、支那事変以来の大作戦（参加兵力41万、作戦距離約2,000km）であったが、結局当初企図した回廊で鉄道、自動車の運行はできず、日本本土への空襲も阻止できず、また重慶政府の継戦意志も喪失させることはできなかった。

⁸ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 関東軍<2>』（朝雲新聞社、1974年）277-278頁。

⁹ 「昭和十九年度ニ於ケル危機克服ノ為採ルヘキ戦争指導方策ニ關スル説明」（昭和十九年一月四日）（参謀本部第二十班（第十五課）『昭和十九年大東亜戦争戦争指導関係綴（一般之部）』防衛研究所図書館所蔵。

¹⁰ 「昭和十九年末ヲ目途トスル戦争指導ニ關スル観察（第三案）」（昭和十九年三月十五日）（参謀本部第二十班（第十五課）『昭和十九年大東亜戦争戦争指導関係綴（一般之部）』防衛研究所図書館所蔵。

まず、前提となる（１）の「絶対国防圏確保の見通し」については、そもそも中部太平洋方面は「地政学上孤島の連鎖にして最早地域的縦深性無く、且つ敵の絶対優勢なる海空軍力の集中発揮最も容易」な地域であって、加えて「敵反攻速度に対する誤算（約半年）と海軍の前方拠点固守の思想」によって「殆んど無防備情態に放置」されていると指摘した。そして、今や敵は私の作戦準備の未完に乘じ、早くて本年（1944年）4月～5月、遅くても6月～7月頃に、「我が国防圏中致命的要衝にして而かも最も弱点とする中部太平洋方面に対し真面目なる決戦的反攻」を予期している。したがって、絶対国防圏の要域が彼私の戦争遂行に及ぼす価値、敵の企図、彼私の戦力差並に我が防衛準備の欠陥等を総合すれば、「最早『張り付け兵力』のみを以てする所謂持久戦的反攻阻止の思想を以てしては之が確保を期し難く」、今後は「逐次戦力を投入して之が増強を期する」か、あるいは「徹底的の戦力を結集して一挙に敵と雌雄を決する」か、いずれかの事態に立ち至ると予測した。前者は、前年9月30日御前会議決定の第2回戦争指導大綱を基礎として、更なる戦力の投入によって絶対国防圏を強化しようとするものであり、後者は、左記持久戦思想では最早勝利を望み得ないことから、決戦によって勝利を獲得しようとするものであった。しかし、逐次戦力を投入して持久戦に徹しようとしても、あるいは一挙に戦力を投入して決戦を行うにしても、国力との関係を無視することはできない。

そこで問題となるのが、（２）の「国力の維持・培養」の見通しである。これについて本研究案は、国力はすでに「昭和18年度中期を契機とし逐次下降」しつつあり、これに基づく「物的戦力（主として飛行機及び船舶）は19年7月、8月頃を頂点とし逐次低下の傾向を辿るべし」という極めて現実的な見通しに立っていた。したがって、日本としては、「国力、作戦共に概ね底を割らんとしつつある事態を十分意識」して、「国力戦力の最高潮に達すべき時期の把握」を誤ることなく、この時期に「何等かの力の発揮を期せざれば遂に期を失するに至るべし」と考えられたのである。

一方、（６）の「日ソ中立関係の維持」については、専らソ連の対日態度如何に左右されるものの、その決定要因とされたのが「東亜に於ける帝国の対米英戦勢」と「独『ソ』戦局」の推移であるとした。

しかし、開戦以来大きな期待を寄せた「独『ソ』戦局」も、最早ドイツ軍の反撃が成功する公算は殆どなく、今後は1944年6月から7月頃に結成される欧州第二戦線において「独が健在しうるや否や」にかかっていた。このような認識は、すでに前年末の『機密戦争日誌』にも記されていたことは、既述のとおりである。

また「東亜に於ける帝国の対米英戦勢」についても、不幸にして日本が中部太平洋方面の絶対国防圏において敗退するようなことがあれば、日本の実力は軽視されて、益々ソ連の対日態度決定の自由度を増大させることになる。今年（1944年）中のソ連の対日参戦は、

作戦準備の関係から困難であるとされたが、「対米基地供与並びに中共重慶を支援して逐次対日圧迫を加重する」ことなどが危惧されていた。

これらのことから、(6)の「日ソ中立関係の維持」の期待度は、「日独の戦勢好転せざる限り」、長くても1944年末が限度とされた。したがって、日本がドイツと提携して、『ソ』の態度如何に拘束せらるること無く、自主的に戦争を指導し得るの確算ある期間」は、概ね44年末までと判断されるのである。

以上(1)、(2)、(6)のそれぞれの見通しから、本研究案では、本年中、すなわち1944年中に「戦局の大勢を決するを目途とし、主敵米に対し概ね夏秋の候を期して決戦を企図するを要す」と結論づけるのである。

太平洋正面での戦局の悪化や国力の限界、あるいは欧州戦場におけるイタリアの降伏とドイツ戦況の不振などが、対米決戦への明確な戦略転換の要因となっていたことは間違いない。ただより大きな要因としてクローズアップされたのが、翌1945年4月に条約延期通告期限を迎える日ソ中立関係の維持であり、ソ連の対日参戦時期の見積もりであった。そして、国力の関係から対ソ戦備と対米戦備の両方を維持することが不可能である限り、少なくとも日ソ中立関係の維持が保たれ、対北方安全保障が担保できる本年(44年)中の対米決戦という構想が導き出されるのである。

そして、太平洋正面における対米決戦と関連して、これが有利に展開した場合には、『ソ』を日独側に抱込み、次で英米側より妥協和平を申込みが如き事態の進展」を期待したのである。こうして日本にとっての対ソ政策は、日ソ中立関係の維持という観点から「戦略方策の成否と共に国運決定の最大要素」と見做され、さらには戦略方策とも相俟って「概ね本夏秋の好機を見て独ソ和平斡旋を策し、之が為特派大使の派遣を断行」としたのである。

一方、戦争指導上の機軸とされた「戦略方策」については、本研究案の「決戦必勝を期する為の戦略方策」と題して記述された「決戦主作戦の構想」で明らかにされている。これによれば、第一期は、1944年6月から9月頃までの間に、「海軍(航空を主体とす)を主体とする中部太平洋我が絶対国防圏附近に於ける波状的反撃作戦」によって決戦の端緒を形成し、続いて第二期の45年春頃に「再び中部太平洋絶対国防圏附近に於て海軍に拠る米海空軍の邀撃作戦に拠り決戦を確実化す(追撃作戦)」というものであった。

そして、この研究案の「結論」では、「過去幾多の興亡戦史を按ずるに、戦争終末期に於ける戦政略転機の捕捉に明晰を欠きたる国は常に敗者なり」と鋭く指摘しつつ、「戦争終末方途を大本営政府首脳部間に於いて切り出す時期は、6、7月以降の戦争指導方策決定の際」と提言したのである。

サイパン島奪回作戦の企図放棄が決定した1944年6月23日、戦争指導班は、上記研究

案「戦争指導に関する観察（第三案）」（44年3月15日）に、その後の情勢特に枢軸国側の急激な戦況悪化を加味し、口頭で関係上司に説明している。

その内容の骨子は、「東西共に戦争の勝敗は見えた。遺憾ながら我が方の負けである。これから戦争をどう收拾するかである。・・・という意味のことを暗示した（中略）ドイツが崩壊した時には日本も終戦を図らねばならぬ。終戦の条件としては、妥協和平の場合と屈服和平の場合とに区分し、戦況最悪の場合には国体護持だけに止むべきである」であった（元戦争指導班長松谷誠大佐の戦後回想）¹¹。

当時の状況について、戦争指導班の業務日誌から引用すれば、本研究案は、「上司に意見具申すべく、先ず松谷大佐より第一部長、第二課長、橋本少佐より第二課瀬島少佐の意見」を求めたのち、第一部長の同意を得たが、これを印刷に附することは不同意、という意見であった。次いで参謀次長に同研究案を説明したところ、次長は「内容の重大性に鑑み、今本案を高級次長、総長に提出するも其の飛躍困難性を見透し、暫く時期を待つべく、絶対に外部に出さざる如く」命ぜられたという¹²。

いまだ絶対国防圏確保への努力が続けられている最中、それを否定するような見解や日本の敗北を予見するような研究案は、部内外に及ぼす影響が大きいと判断されたからであろう¹³。

結局、1944年3月15日に第三案の策定をみた戦争指導班の戦争指導方策も、陸海軍首脳者間で十分に議論されることなく、海軍主導のあ号作戦が発動されてしまう¹⁴。ここにこそ、あ号作戦失敗の原因があると『機密戦争日誌』は指摘し、さらに「皇国の浮沈を決すべき重大作戦を何等戦争指導的に検討」されなかった点を、強い調子で批判しているのである¹⁵。

このように、戦争指導と作戦計画の密接不可分の関係について、改めて指摘した戦争指導班であったが、じ後の作戦計画が戦争指導の観点から検討され実行されたかという点、そうではなかった。野村実氏が指摘するように、じ後の戦争指導計画は、まず作戦計画が

¹¹ 松谷誠『大東亜戦争收拾の真相』（芙蓉書房、1984年）80-81頁。

¹² 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌（下）』（昭和19年6月23日の項）548-549頁。種村佐孝『大本営機密日誌』（芙蓉書房、1979年）219頁。

¹³ その後も松谷大佐は、「今後の戦争指導に就いて」と題する私見を、参謀総長と高級次長に進言したが、44年7月3日、支那派遣軍参謀に転勤を命ぜられている。なお私見の骨子は、「終戦の方途についての用意を論じ、昭和16年末から約二カ年半にわたる戦争指導の構想では、今後の戦局を突破することは至難であることをそれとなく示した」ものであったという（松谷『大東亜戦争收拾の真相』81-82頁）。

¹⁴ 「あ」号作戦とは、「パラオ」付近海面と西「カロリン」付近海面を、それぞれ第1、第2決戦海面と予定し、同海面に基地航空部隊と機動部隊の全力を集中して米艦隊の撃滅を企図した作戦であった（大海指第373号）。

¹⁵ 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌（下）』（昭和19年6月23日の項）549頁。

組み立てられ、それに追隨する形で戦争指導計画が立案されるという、逆のプロセスを生み出したのである¹⁶。

(2) 作戦計画に追隨する戦争指導計画の策定

サイパンの陥落（1944年7月7日）、そして東條内閣が総辞職（同年7月18日）するなど、国内外における情勢が緊迫したなか、新たに誕生した小磯内閣は、着任早々、前年の第2回戦争指導大綱（43年9月30日）の再構築を図らなければならなかった。ところが、第3回戦争指導大綱（44年8月19日）が決定される以前の7月24日、陸海軍は既に「爾後の作戦指導大綱」について天皇の上奏裁可を受けていた。しかも、この「作戦指導大綱」は、マリアナ失陥と同時期にまとめられた「緊急戦備案」に基づくものでもあった。

そもそも日本の国力は、開戦以来逐年低下しつつあったが、今次戦局の急展開に伴い、太平洋正面の防備を緊急に強化する必要に迫られた。そして陸軍は海軍と協議しつつ、7月上旬には、本土（南西諸島、小笠原諸島を含む）、台湾、フィリピンを防衛の第一線として強化する「緊急戦備案」をまとめた。当然、じ後の全般作戦指導構想についても陸海軍間で研究が進められていたが、それがどのようになろうとも、実行し得る作戦準備は、作戦計画の完成を待つことなく、緊急戦備として逐次その実施に着手しようとしたのである。

したがって、じ後の陸軍の全般作戦指導構想は、上記「緊急戦備案」と表裏をなしつつ検討が進められた。そして、7月中旬に開催された大本営陸海軍部合同研究を経て、7月24日、「陸海軍爾後の作戦指導大綱」として上奏裁可されるのである。

そこには、「本年後期米軍主力の進攻に対し決戦を指導し、其の企図を破摧」するとした方針が明確にされた。また決戦方面として、「本土（北海道、本州、四国、九州付近及び情況により小笠原諸島を指す）」、「連絡圏域（南西諸島、台湾及び東南支那付近を指す）」および「比島方面（地上決戦方面は概ね北部比島付近とす）」を設定し、「概ね八月以降」に決戦を予定するという、いわゆる捷号作戦計画がまとまった¹⁷。そして、比島方面決戦を捷一号作戦、連絡圏域方面決戦を捷二号作戦、本土（北海道を除く）方面決戦を捷三号作戦、北東方面決戦を捷四号作戦と呼称することなどが決定された。

上記作戦構想は、のちの第3回戦争指導大綱の骨格を形成することになるが、こうした作戦中心の戦争指導大綱の策定過程は、ある意味では状況の急変に即応するもので、やむ

¹⁶ 野村實「太平洋戦争の日本の戦争指導」『年報・近代日本研究4 太平洋戦争—開戦から講和まで—』（山川出版社、1982年）42頁。

¹⁷ 「陸海軍爾後ノ作戦指導大綱」（昭和19年7月24日）（史料調査会編『大海令』毎日新聞、1978年）。

を得ない処置と判断されるかもしれない。しかし、むしろ「日本の国家機構の構造と運用が、すくなくとも昭和時代には、スピードの速い近代的な総力戦に適応できなかった」とする野村氏の指摘は至当であり¹⁸、太平洋戦争が勃発した当初から観察された日本の政策決定過程の特徴でもあった。

いずれにしても戦争指導大綱とその前提となる世界情勢判断の研究は、戦争指導班を中心に7月頃から開始されるが、その立案の基礎となったのが、前述の「戦争指導に関する観察（第三案）」（1944年3月15日）であった。

そして1944年7月27日、最高戦争指導会議における討議上の参考として準備された「昭和19年末頃を目途とする帝国戦争指導に関する説明」（戦争指導班作成）によれば、「今や『マリアナ』群島の一部失陥により中部太平洋方面絶対国防圏の一角に破綻」が生じ、しかも「対米戦力の骨幹たる帝国海軍の実質的戦力を衰耗」させたことから、「帝国戦争遂行の為の基礎条件は一変」し、43年9月30日御前会議決定の第2回戦争指導大綱を更改し、新たな戦争指導方針を確立しなければならない事態に立ち至ったとし、今次戦争指導大綱策定の意義を述べている¹⁹。

そして「世界情勢判断に就て」の項では、今や主敵アメリカは「政戦両略に亘る真面目なる決戦攻勢を続行強行」し、一方我が国は「独と策応し物心両面に亘る国力戦力の全縦深を展開して其の進攻企図の破碎」に努めていることから、「今夏秋の候、戦政局の推移は益々重大化」し、「遺憾ながら最悪事態に逢着するの算叡からざるの情勢にあり」とするなど、前記研究案「戦争指導に関する観察（第三案）」（1944年3月15日）を策定した当時よりも、現状に対する認識は遥かに深刻度を増していた。そして、現情勢において戦争指導を誤れば、「皇統連綿たる国体の護持すらも不可能に陥るべき危険」に鑑み、「政戦両略に亘る諸施策の努力目標と実現目標とを冷静に予察把握する」ことが必要であると強調するのである。

以上のことを踏まえ、「帝国国力戦力は、如何に努力するも『ジリ』貧の一途を辿り、本年末頃迄の決戦には辛うじて追従すべきも、明年以降実力ある攻勢を反復するの実力」はなく、例え「本年決戦を回避し国力戦力を温存せんとするも、敵の来攻を阻止し得ざる限り時間の問題」とされたことから、1944年後期、すなわち本年後期における決戦という選択肢が再び浮上してくるのである。ただ問題は、決戦をどの程度に行うかであったのであり、次の五案が列举された。

¹⁸ 野村實「太平洋戦争の日本の戦争指導」『年報・近代日本研究4 太平洋戦争一開戦から講和まで一』42頁。

¹⁹ 「昭和十九年末頃目途トスル帝国戦争指導ニ關スル説明」（最高戦争指導会議席上討議ノ参考）（昭和十九年七月二十七日）（参謀本部第二十班（第十五課）『昭和十九年大東亜戦争戦争指導関係綴（一般之部）』防衛研究所図書館所蔵）。

第一案：本年後期に国力戦力の全縦深を展開して対米決戦を指導し、明年以後の為の施策は全然考慮せざる案（短期決戦案）

第二案：本年後期に国力戦力の全縦深を展開して対米決戦を指導したる後、明年以降長期的努力を重視す（準短期決戦案）

第三案：本年後期に国力の徹底的重点（七、八割）を構成して、主敵米の進攻に対し決戦的努力を傾倒し、一部（二、三割）を以て長期戦的努力を強化す（決戦重点二本立て案）

第四案：本年後期従来程度の決戦的努力を行うと共に、併せて長期戦的努力を行う（併行二本立て案）

第五案：戦局の前途短期決戦の見込なきを以って、決戦的努力を縦とし、長期戦的努力を主とす（長期戦重点二本立て）

上記のうち、第一案と第二案は、決戦に全国力を集中し、じ後の戦争をほとんど考慮しない案であった。しかし、全国力をもってする決戦には相当の時間がかかり本年末の決戦に間に合わない可能性があること、また不幸にして最悪の事態が生じた場合においても断固として戦争を継続する必要があることなどから、本案は「作戦思想的には存在し得るも戦争指導的には成立し得ざるもの」とされた。

次いで第四案については、作戦と国力の増進を併行して実施する案であったが、すでに現在程度の作戦的努力では戦局を打開することは困難であり、また国力も限界に達していることから、「如何ながら斯かる両面の要求を平等に調和せしむることは不可能なり」と判断された。

また第五案についても、決戦を回避し長期戦的努力に徹底しようとする案であったが、本案は「中部太平洋方面の絶対国防圏を確保しありとの前提に於てのみ成立し得るもの」で、現在においては問題にならないとされた。

結局消去方式で残ったのが、第三案であった。その第三案は、作戦思想としては全戦力を、戦争指導としては国力の 7～8 割を当面の作戦に集中し、最悪の場合においても残りの 2～3 割の国力で長期戦的努力を講じるというものである。本案における最大の問題は、作戦の必勝を期し得るかどうかであったが、結局本案は、「最早能否を超越し国務を賭して断行せざるべきもの」とされ、国力の 7～8 割を決戦に、2～3 割を長期的努力に指向するという第三案が、じ後の戦争指導大綱の骨格となったのである。

以上の検討結果を基礎とした 1944 年 8 月 19 日御前会議決定の第 3 回戦争指導大綱の方針では、（1）「帝国は現有戦力及び本年末頃迄に戦力化し得る国力を徹底的に結集して敵を撃破し、以って其の継戦企図を破碎す」ことと、（2）「企図の成否及び国際情勢の如何に拘わらず、一億鉄石の団結の下、必勝を確信し、皇土を護持して飽く迄戦争の完遂を期

す」ことが併記された²⁰。これは、上記第三案を反映したものであり、(1)の決戦には国力の7～8割りを指向し、(2)の長期的努力には国力の2～3割りを指向するという構想であった。

いずれにしても、欧州戦場におけるドイツ不敗を前提とし、西方攻勢戦略を機軸とした前2回の戦争指導大綱(1942年3月、43年9月)とは異なり、今回の第3回戦争指導大綱は、軍事戦略の主軸を太平洋正面における対米決戦へと明確に転換したものとなった。それゆえ、前2回の戦争指導大綱が、陸海軍の本質的に異なる戦略思想を内包した「両論併記」あるいは「同床異夢」的なものであったのに対し、今回の戦争指導大綱は、対米決戦という思想で陸海軍戦略は一致していた²¹。ただ問題は、如何にして陸海軍戦力を統合発揮するかであった。これについては第3項において記述することとし、その前に決戦戦略を補完する意味での対ソ政策について、前2回の戦争指導大綱と比較しつつ分析する。

2 決戦戦略と独ソ和平斡旋策の展開

(1) 独ソ和平斡旋構想の文脈

第3回戦争指導大綱における対ソ政策は、「中立関係を維持し、更に国交の好転を図る」ことと、「速やかに独『ソ』和平実現に努む」ことが記述されるなど、依然として独ソ和平斡旋策が掲げられていた。ただそこには、1944年後半期の決戦と呼応するという意味での独ソ和平斡旋策であり、前2回の戦争指導大綱で意図された対ソ政策とは意味合いが異なっていた。

しかもこの政策は、「其の能否の問題を超越し、決戦遂行の為の絶対的要請なり」とするものであり²²、必ずしもその成立の見込みがあったわけではなかった。例えば、1943年9

²⁰ 「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」(昭和十九年八月十九日、最高戦争指導会議決定)(参謀本部所蔵『敗戦の記録』[原書房、1989年]55-57頁)。

²¹ 第1回戦争指導大綱(1942年3月)は、「対米英蘭蔣戦争終末促進ニ關スル腹案」(41年11月)が構想する「日独伊提携による対英屈服策」を具体化する過程で策定されたものであったが、陸軍の主張する「長期不敗ノ政戦態勢」を整えることと、海軍の主張する「既得ノ戦果ヲ拡充」し「積極的ナ方策」を講ずることがともに明記された。また第2回戦争指導大綱(43年9月)は、「太平洋正面における対米戦」を機軸とする新たな戦争終結構想に基づいて策定されたが、その内容は、陸海軍の異なる戦略思想を表出させることなく、あたかも絶対国防圏で統一された「同床異夢」的なものとなっていた。そこには、現占領地を確保して後方要線で反撃しようとする陸軍と、約2,000kmも前方のマーシャル、ギルバート海域に出撃して決戦を求めようとする海軍の異なる戦略思想が織り込まれていた。

²² 「昭和十九年末頃ヲ目途トスル帝国戦争指導ニ關スル説明」(最高戦争指導会議席上討議ノ参考)(昭和十九年七月二十七日)(参謀本部第二十班(第十五課)『昭和十九年大東亜戦争戦争指導関係綴(一般之部)』防衛研究所図書館所蔵)。

月と44年4月、ソ連に対して独ソ和平の意向を打診するための特使派遣が検討されていた際、いずれもソ連側から「対独和平の意向は全然ない」ことが伝えられていた。またドイツに対しても、「最早武力を以て『ソ』を屈服せしめることは困難」であるから、「政治的に対『ソ』関係を打開」することを申し入れたが、「『ヒ』総統初め独逸首脳部は何れも対『ソ』和平の意義全然なき旨」が明らかにされていた²³。独ソ和平の実現については、これら交渉経緯もあり、相当困難であることは当時の戦争指導者の間でも認識されていたのである。それではなぜ、独ソ和平斡旋策は、第3回戦争指導大綱においても重要な対外政策として採り上げられたのであろうか。

これを解明する上で好個の材料を提供してくれるのが、絶対国防圏構想を機軸とする第2回戦争指導大綱策定時（1943年9月30日）の基礎資料となった「帝国を中心とする世界戦争終末方策」（43年3月25日）というタイトルの文章である²⁴。これは、開戦時の西方攻勢戦略を機軸とする対英屈服策を中心に据えた戦争終結構想²⁵、すなわち「対米英欄蔣戦争終末促進に関する腹案」に再検討を加え、新たな戦争終結策を案出するため、戦争指導班が作成した研究案の一つである。

これによれば、世界大戦の終末は、和平を主導する強大な中立国が存在せず、連合国と枢軸国の決戦が生じし難い状況などから、両陣営は対峙したまま、逐次日蔣和平、独英米和平、独ソ和平等の局部的和平が漸次成立すると予測された。ただし、独ソ和平に先んじてドイツと英米間に単独和平が成立して欧州戦争が終結したならば、太平洋戦争のみが世界戦争から切離され、日本が唯一の枢軸国として単独で英米と戦うことになる。こうしたケースは、かつてドイツが一方向的に条約を破棄して対ソ戦に突入したように、まったく無いとはいえないとされた。

したがって、同じく戦争指導班の研究案となる「世界終戦に関する観察（案）」（1943年4月17日）では、「枢軸必勝の最捷路は独『ソ』和平」であるが、「世界終戦への最捷路は独英米和平」であり、このときが「帝国最大の危機」であると結論付けられていた²⁶。

以上のことから、「欧州に於ける局部和平（独英米和平、括弧内は筆者注）のみの成立を絶対に防止する」ことが戦争指導上の最大課題と位置づけられるのである。そして、その

²³ 「御前会議ニ於ケル外務大臣説明」（昭和十九年八月十九日）（参謀本部所蔵『敗戦の記録』44-45頁）。

²⁴ 「帝国ヲ中心トスル世界戦争終末方策」（昭和十八年三月二十五日）（参謀本部第二十班（第十五課）『昭和十八年 大東亜戦争戦争指導関係綴（一般之部）』防衛研究所図書館所蔵）。

²⁵ 西方攻勢戦略を機軸とする対英屈服策とは、独伊軍のコーカサス、北アフリカ方面への進出に呼応して、日本が西アジア、印度方面に協同作戦を実施し、イギリスの勢力圏を脅かし、独の対英本土上陸作戦とも相俟って、イギリスの屈服を図るというものであった（「対米英蘭蔣戦争終末促進ニ關スル腹案」（昭和十六年十一月十五日、連絡会議決定）（参謀本部編『杉山メモ』上巻、523-525頁））。

²⁶ 「世界終戦ニ關スル観察（案）」（昭和十八年四月十七日）（参謀本部第二十班（第十五課）『昭和十八年 大東亜戦争戦争指導関係綴（一般之部）』防衛研究所図書館所蔵）。

具体的防止策としては、(1) 日ソ国交の調整とこれに伴う独ソ和平の促進、(2) 対重慶工作の具現、(3) 帝国を中心とする大東亜の結束、などが列挙されていた。なかでも、上記(1)の「日『ソ』国交調整に伴い帝国の仲介による独『ソ』和平の実現」は、「和平に関し東亜問題切離し防止の最大因子」であるとされたのである。

(2) 独ソ和平斡旋構想の展開と挫折

しかし既述のように、前2回の独ソ和平斡旋交渉(1943年9月、44年4月)においても、独ソ両国とも和平実現の意図がないことは日本側に伝えられていた。

それにも拘わらず、独ソ和平斡旋に望みが託された理由は、米英ソ三国の利害が根本的に相容れないことから、ソ連の欧州進出やドイツ国内の情勢変化等の推移によって三国間の利害対立が深刻化し、「独『ソ』間の和平も実現の可能性無しとは断じ難い」と判断されたからである²⁷。

このように、当時の欧州情勢を米英ソ三国間の勢力均衡として捉える見方は、重光葵外相の独ソ和平斡旋論の中核を占めていた²⁸。例えば、第2回戦争指導大綱を決定した御前会議(1943年9月30日)における重光外相の説明でも、「独蘇は思想的に対立して居るのみならず、相反する自己の力に対する自信の対立をも示し、従って両者の間には差当り妥協の気運は認められない」けれども、「蘇と米英との関係は結局呉越同舟」であって、情勢如何によっては「独蘇間に和平の希望台頭すること無しとも断言出来ぬ」と判断していたことから理解できる²⁹。

いずれにしても、独ソ和平が実現して、ドイツの戦争努力が対米英戦に集中されることは、日本側の最も希望するところであるから、「其の成否に拘らず今後も繰返し独『ソ』和平の実現に多大の努力を試みん」とされたのである。ただし、「日『ソ』間の戦争惹起を防止し、『ソ』連をして飽迄中立の態度に終始せしめること」が、日本の対外政策にとって最重要の課題であることに変わりなかった。そして日ソ中立関係の維持によって、ソ連が「東亜を顧みず欧州に進出する態勢を持続する」ことは日本側にとって有利であり、ただその方向を「独にあらずして英米の犠牲に於て実行せられんこと」が望ましく、その意味にお

²⁷ 「御前会議ニ於ケル外務大臣説明」(昭和十九年八月十九日)(参謀本部所蔵『敗戦の記録』44-45頁)。

²⁸ 波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』(東京大学出版会、1996年)249頁。波多野氏は、同著のなかで「重光の独ソ和平斡旋論は(中略)、ソ連の行動を『利益』に基づくパワー・ポリティックスの観点からとらえる点にその特色がある」と述べている。

²⁹ 「御前会議ニ於ケル外務大臣説明」(昭和十八年九月三十日)(参謀本部所蔵『杉山メモ(下)』[原書房、1989年]483頁)。

いて独ソ和平斡旋の意義があった³⁰。

しかし、ドイツの敗北が予想される 1944 年後半期においては、独ソ和平の斡旋は、対外政策上二義的な課題となり、むしろ日ソ中立関係の維持こそが戦争指導上の最大の課題となっていくのである。この点が、前 2 回の戦争指導大綱で示された独ソ和平斡旋構想とは異なるところであった。

特に、こうした主張は、外務省において強く、1944 年 9 月 6 日作成の「対『ソ』施策要綱」案にも、「『ソ』連の中立的態度を確保し、更に進んで日『ソ』友好関係を増進し、『ソ』と米英とを離間するを以て主眼」とすることが記述されていたのである³¹。重光外相の説明資料によれば、当時の外務省にとって独ソ和平は、「『ソ』の意向を打診し、能ふ限り之が実現に努む」とされた程度に過ぎなかった。むしろ外務省にとって重要なのは、日ソ間の懸案事項（公館待遇相互改善問題、入国及び通貨査証問題、日ソ及び満ソ間の拘禁者交換問題、在香港ソ連船舶及びソ連財産問題、在満支ソ連国有財産及びソ連人私有財産問題、在上海独ソ宣伝問題、津軽海峡通航問題）を解決し、日ソ中立条約の遵守に関する交渉（中立条約遵守意志の確認、対米軍事基地不供与、対日攻撃用米飛行機の入「ソ」問題など）を進めようとするものであった。そして翌 45 年 4 月に通告期限が迫った日ソ中立条約を延長し、成し得ればこれを更に強化する形で日ソ不可侵条約の締結、あるいは日ソ善隣友好条約の締結に導きたいという考えであった³²。

これに対して陸軍が 9 月 7 日に省部主任者案として作成した「対『ソ』施策に関する件（案）」では、「速やかに日『ソ』国交の好転を図り、成し得る限り独『ソ』間和平の実現を期す」ことが強調された³³。9 月 5 日の最高戦争指導会議における杉山陸軍大臣の説明によれば、ソ連は対独戦で大きな損害を被ったばかりでなく、地中海・バルカン方面で英国と対立し、将来は米ソ戦の可能性さえ予期される一方、ドイツは対ソ戦継続の不利を充分承知していることから、日本は両国の間に立って、「積極的に独ソ和平の斡旋をなすべき好機である」と認識されていたのである³⁴。

つまり陸軍案は、外務省が唱える単なる日ソ友好関係の維持・増進というよりも、さらに米英ソ三国の利害対立に乗じた積極的な独ソ和平の実現を求めていたのである。

³⁰ 「御前会議ニ於ケル外務大臣説明」（昭和十九年八月十九日）（参謀本部所蔵『敗戦の記録』44-45 頁）。

³¹ 「対『ソ』施策要綱」（昭和十九年九月六日、外務省案）（参謀本部所蔵『敗戦の記録』171-172 頁）。

³² 「御参考 日『ソ』問題」（昭和十九年九月四日、最高戦争指導会議ニ於テ外務大臣ヨリ受領）（参謀本部所蔵『敗戦の記録』168-171 頁）。

³³ 「対『ソ』施策ニ關スル件（案）」（昭和十九年九月七日、省部主務者案）（参謀本部所蔵『敗戦の記録』172-174 頁）。

³⁴ 外務省編『終戦史録』（新聞月鑑社、1952 年）158 頁。

このように、独ソ和平斡旋問題に対する陸軍と外務省の認識の違いはあったものの、日ソ中立関係の維持・強化という点では一致していた。したがって同年9月12日にまとめられた「対ソ外交施策に関する件」の方針では、「日ソ中立関係の維持及び国交の好転」を対ソ施策の第一に掲げ、次いで「なし得る限り独ソ間の和平実現」を期すこと、ドイツが戦線離脱した場合は、「ソ連の利用に依る情勢の好転に努めるためソ連に対し速やかに活発な外交を行う」ことが列挙されていた³⁵。

そして、上記施策を実現するため、対ソ特使の派遣要員が8月下旬から検討され、9月16、17日には、佐藤尚武駐ソ大使からモロトフ外相への特使派遣の申し入れが行われた。ところが、これに対するソ連側の回答は、「両国間には新しき問題なく又実際的に新問題を提起する要なしと認む」ことから、今回の特使派遣については「国の内外に於て種々解釈せらるべく又独ソ和平に付ての意味にも執らるべく之は今日其の時期にあらず」として日本側の特使派遣の申し入れは拒否された³⁶。9月21日の陸相官邸における守島公使の報告を引用すれば、独ソ和平問題は「『ソ』の感情及び実利の点より見るも又、佐藤『モ』会見時に於ける『モ』の態度より判断」しても、その実現の可能性はほとんどなかったのである³⁷。

したがって、9月28日に最高戦争指導会議で決定された「対『ソ』施策に関する件」の方針では、前記9月12日の「対ソ外交施策に関する件」で列挙された「独ソ間の和平実現」という項目のみが削除され、(1)日ソ中立関係の維持と国交の好転、(2)ドイツ崩壊又は単独和平の場合のソ連を利用した情勢の好転、という施策がそのまま残った。

そして、(1)の要領としては、「『ソ』をして対日提携を中心とする東亜の安定を理解せしめ、帝国の世界政策に同調せしむる」ため、「帝国の公正なる戦争目的を解明し、帝国の対『ソ』提携の意図を徹底せしめ、東亜国家として『ソ』の東亜建設及び安定に対する理解を促進し、我世界政策の基本理念に同調せしむる」ことが提唱された³⁸。

これは、9月15日の戦争指導会議構成員会議における重光外相の発言を借りれば、「従来研究せる対『ソ』交渉の件は全部中止し、今後は日『ソ』間の共通問題に関し、理念的のものを研究」するものであった³⁹。そして、例えドイツが崩壊又は単独和平に至ったとしても、ソ連の対日好意的態度だけは絶対確保するという悲痛とも思える施策が追加され

³⁵ 「対ソ外交施策ニ關スル件」(昭和十九年九月十二日)(外務省編『終戦史録』162頁)。

³⁶ 「佐藤『モロトフ』會談ノ件」(第一九〇六號ノ四、五)(参謀本部所蔵『敗戦の記録』189頁)。

³⁷ 軍事史学会編『大本營陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌(下)』(昭和19年9月21日の項)586頁。

³⁸ 「対『ソ』施策ニ關スル件(案)」(昭和十九年九月二十八日)(参謀本部所蔵『敗戦の記録』186-187頁)。

³⁹ 軍事史学会編『大本營陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌(下)』(昭和19年9月15日の項)584頁。

ていたのである。しかし、上記「対『ソ』施策に関する件」が最高戦争指導会議に報告された9月28日の『機密戦争日誌』に記されているように、日本の思惑は、「内容貧弱、成功の目途なし」と評価されるものであった⁴⁰。

結局、日本の対ソ政策は、国際関係におけるソ連の立場を主観的に判断して立案したものと見え、それゆえに約1ヶ月にわたって検討された独ソ和平斡旋策も、何等成果を挙げることなく終わったのである。

3 捷号作戦と陸海軍戦力の集中

(1) 捷号作戦と陸海軍航空戦力の統合

サイパン陥落後の1944年7月24日、陸海軍が「爾後の作戦指導大綱」について上奏裁可を受けたことは既述のとおりであるが、そこに示された方針は、「本年後期米軍主力の進攻に対し決戦を指導し、其の企図を破碎」するため、決戦方面を「本土（北海道、本州、四国、九州付近及び情況により小笠原諸島を指す）」、「連絡圏域（南西諸島、台湾及東南支那付近を指す）」、「比島方面（地上決戦方面は概ね北部比島付近とす）」とした。特に連合軍主力の進攻公算が大きいと判断された比島および沖縄、台湾方面に、陸海軍航空戦力を集中発揮することにより、敵撃滅を狙ったものであった。ただ問題は、如何にして陸海軍に分属された航空戦力を統合発揮するかにあった。

1944年9月7日、杉山元陸軍大臣は、第85回帝国議会において、捷号作戦における我が戦略的優位性について、次のように述べている。

つまり、今や敵は「人的損耗の累加、戦線の拡大、補給線の延長等、幾多不利なる条件」が加わっているが、我は「戦面の縮小、補給線の短縮、就中作戦基地の強化」によって「戦略上却って有利なる態勢」にあり、したがって我が陸海軍は「真に緊密なる協同の下、現有戦力を徹底的に結集」し、「航空機の活用に依り、敵撃滅の好機」があるとするものであった⁴¹。

すなわち、我が内戦態勢の収縮によって彼我が戦略的優位は逆転し、敵は不利な態勢に陥った。ここに陸海軍戦力、特に航空戦力を集中発揮すれば、敵撃滅の機会を捕捉できるというものであった。今回の作戦が「捷号作戦」と命名されたのも、実は戦機を捕捉する決戦であることを強く打ち出したものであった（大本営陸軍部参謀瀬島龍三中佐の戦後回

⁴⁰ 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌（下）』（昭和19年9月28日の項）589頁。

⁴¹ 「第八十五回帝国議会 衆議院議事速記録第一号」（昭和19年9月7日）（『帝国議会 衆議院議事速記録80』（東京大学出版会、1985年）9頁）。

想) 42。

上記のごとく、捷号作戦の骨幹戦力が航空戦力であるならば、問題は陸海軍に分属された航空戦力をいかに統合発揮するかであった。これを検討する前に、当時の陸海軍航空戦力について見ておこう。

ここに1944年8月頃の彼我の航空戦力見積もりを記録したものがあつた。これによると、日本軍の航空戦力は、陸軍が1,700機、海軍が1,300機、合計3,000機であるのに対し、連合軍のそれは、米軍が8,850機、英軍が2,180機、合計11,030機で⁴³、第一線機をその2/3としても約7,400機と見積もられた。つまり日本軍対米英軍の量的航空戦力比は、1対2.5となり、これに質的要素を加味すると、我の劣勢はさらに大きくなる。

例えば、次々と改良向上されて戦場に出現する連合軍の新鋭機と対比すると、武装や防弾、レーダーなどの点で日本軍の航空機は劣勢におかれていた。また航空要員の養成に至っては更に深刻で、例えば陸軍では教育用燃料の不足などから、基本操縦で一人1ヶ月当たりの飛行時間は18時間、練成訓練で22時間程度に過ぎず、飛行訓練では技量維持が精一杯の状況であつたという⁴⁴。

したがって、陸海軍航空戦力の統合発揮という問題は、捷号作戦が懐く作戦上の必要性からのみならず、当時の我が国の航空戦力の量的・質的劣勢を補うという側面もあつた。このような認識は、陸海軍ともに共通するものであり、したがってその研究については、作戦指導大綱の策定と平行して実施されていた。

そして海軍側からは、「陸海軍航空指導部長を置く案」などが提議されていた。しかし、これに対する陸軍の意見は「実効発揮までに日子を要する。作戦部長が3名となり、いたずらに協議に時を費やすこととなり、火急の用に立たぬ」としてこれに反対した⁴⁵。一方陸軍においては、サイパン戦以降、航空戦力のみならず「速かにA（陸軍、括弧内筆者注）、B（海軍）を統合すべし」との議論が再燃したが、海軍の反対は明らかであつた。結局、1944年6月30日、陸軍の後宮淳高級参謀次長の「統合は不可との判決」により、じ後の陸海軍の組織的統合論議は、いずれも収束することになる⁴⁶。

振り返ってみると、陸海軍統合問題は、航空戦力の統合と絡みつつ、度々議論されてきた。例えば、ガ島撤退直後の第17軍参謀総長宮崎周一少将の「南太平洋方面作戦ノ特性並教訓」にも、「統帥機構の根本的変革」が「陸海軍協同作戦上最大の急務なり」と指摘さ

42 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部<9>』（朝雲新聞社、1975年）52頁。

43 同上、22頁。

44 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 比島捷号 陸軍航空作戦』（朝雲新聞社、1971年）104-105頁。

45 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部<9>』23頁。

46 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌（下）』（昭和19年6月30日の項）551頁。

れていた⁴⁷。そして、これを契機として大本営では、航空戦力の統合問題をX作業、大本営の一元化問題をY作業として、盛んに議論されることになる。

これが絶対国防圏を設定する第2回戦争指導大綱策定前後のことであったが、軍令部作戦課の源田実中佐と参謀本部作戦課の瀬島龍三少佐との協同研究となる「大本営陸海軍部の合一に関する研究案」は、その代表的なものであった⁴⁸。これは、軍政機関（陸海軍省）はそのままし、参謀本部と軍令部を廃止して、新たに大本営幕僚部を設置するというものであり、Y作業の一つの試案であったが、海軍側の反対にあい、むしろ陸海軍航空戦力を海軍の下に統合すべきだという「海軍の空軍化」論が持ち出される始末である⁴⁹。当時、陸海軍航空機の配分問題も重なったことから、容易に議論は収束せず、四巨頭会談（陸海軍両大臣、両総長）が開催されるも、結局は航空機生産資源となるアルミニウムの配分で妥協することになる。

ここに、X・Y作業は完全に挫折するのであるが、当時の『機密戦争日誌』の記述を引用すれば、本会談は「A（陸軍、括弧内筆者注）、B（海軍）間の本質的解決迄発展せしめられんこと」を期待されたものであったが、結局「四巨頭が終日の論戦を費して単なる数字上の駆引きに終始した」ものとなった⁵⁰。陸海軍間の本質的問題の解決とは、言うまでもなく、大本営や陸海軍省、あるいは航空戦力の一元化のことであった。

こうして上記X・Y作業は、陸海軍組織の硬直性を象徴する出来事であったが、今回の陸海軍航空戦力の統合問題も、この議論の延長戦上にあつたと言えよう。

しかし、当時から指摘されていたことであったが、陸軍と海軍では、航空機の機種から生産補給の要領まで、あるいは要員の教育訓練に至るまで異なっており、両軍の航空戦力を組織的に統合することは容易ではなかった。そこで大本営が着想したのが、作戦地域別の陸海軍航空戦力の統合である。すなわち、海洋正面の作戦においては、陸軍航空部隊を海軍指揮官の隷下に、本土防衛作戦においては、海軍航空部隊を陸軍指揮官の隷下に置くというものであった。これによって初めて全方面の航空戦力を、指揮運用上統合発揮することができ、捷号作戦遂行も可能とするものであった。

数次にわたる協議の結果、現地部隊の反対によって陸海軍協同となった比島方面を除き、その他の方面では作戦指揮に関する陸海軍航空部隊の統合運用が実現した。これが 1944

⁴⁷ 宮崎周一「ガ島作戦秘録（第17軍参謀長日記）」防衛研究所図書館所蔵。

⁴⁸ 源田中佐・瀬島少佐「大本営陸海軍部ノ合一ニ關スル研究案」（昭和十八年八月月上旬）（『XY研究資料』）防衛研究所図書館所蔵。

⁴⁹ 山岡大佐「X作業其ノ一（海軍ノ空軍化）」（昭和十八年十二月一日）（『XY研究資料』）防衛研究所図書館所蔵。

⁵⁰ 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌（下）』（昭和19年2月11日の項）490-491頁。

年7月24日策定の「捷号航空作戦に関する陸海軍中央協定」で正式に決定される⁵¹。

同協定によれば、台湾方面では第8飛行師団が、北東方面では第1飛行師団が、それぞれ第2航空艦隊と第12航空艦隊の指揮下に入り、本土では厚木の第302海軍航空隊が東部軍司令官の、岩国の呉海軍航空隊と大村の佐世保海軍航空隊が西部軍司令官の指揮下に入ることとなった。また陸海軍協同となった比島では、洋上作戦を主とする場合は、第4航空軍が第1航空艦隊の指揮下に入り、陸上作戦を主とする場合は、第1航空艦隊が第4航空軍の指揮下に入るなど、努めて指揮の統一を図るものとされた。そして陸海軍航空部隊は、概ね8月中旬を目途として決戦態勢を整え、進攻する敵に対しては「両軍航空戦力を決戦要域に徹底的に集中し、且つ之を統合發揮して敵進行兵力を捕捉撃滅」するとしたのである。

このような陸海軍航空部隊の局地的統合と指揮の統一は、終戦に至るまで行われた。しかし、両軍航空部隊の統一運用は、航空機の性能や航法などの違いから、現実には困難な問題が多く、結局作戦は各々別々に実施していたのが実情であったという。特に攻撃目標を空母とするか、輸送船（攻略部隊）とするかは陸海軍間で最も激しく論じられた問題であった。当然のことながら両者を撃滅する必要はあったが、彼我の航空戦力比と練度等から海軍は前者を、陸軍は後者を主張した。結局、偵察や任務、すなわち空母及び輸送船に対する対空火砲制圧と爆撃掩護、あるいは空母攻撃、輸送船攻撃に区分して、これに使用する機種を決定、空母攻撃には海軍航空と海軍の指揮下に入った陸軍航空が、その他は輸送船（攻略部隊）攻撃を主任務としたのである⁵²。

（2）捷一号（比島）作戦における陸海軍作戦の集中と破綻

さて、最も重視された決戦方面の比島は、日本軍の南方侵攻作戦終了後は、大本営直轄の後方連絡基地に過ぎなかったが、1944年に入って戦局が急迫すると、ここに多数の飛行場が建設された。そして、44年3月末には、比島方面は南方軍（総司令官寺内寿一元帥）の指揮下に入り、陸上部隊が逐次増強されるようになった。

さらに1944年7月末には、第14方面軍（司令官山下奉文大将、44年10月6日着任）が編成され、隷下に中南部比島を担当する第35軍（司令官鈴木宗作中将）を新設、ルソン島を防衛する第8師団、第26師団、第103師団、第105師団、戦車第2師団、独立混成第58旅団とともに、作戦配備についた。また陸軍航空部隊としては、第4航空軍の指

⁵¹ 「捷号航空作戦ニ關スル陸海軍中央協定」（昭和十九年七月二十四日）（『昭和十八年・十九年航空関係書類（大陸命・大陸指）綴』）防衛研究所図書館所蔵。

⁵² 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部<9>』53頁。

揮下に、満州から第2、第4飛行師団が同年6月頃から逐次進出した。また海軍基地航空部隊として、南西方面艦隊（司令官三川軍一中将）隷下の第1航空艦隊（司令官寺岡謹平中将のち大西瀧治郎中将）が比島に展開し、捷一号作戦（比島決戦）発動の場合は、本土、中国大陸の陸海軍航空部隊が比島基地に進出する予定であった。

1944年9月29日、梅津美治郎参謀総長の第14方面軍に対する要望の中に、次のような箇所がある。すなわち、比島決戦（捷一号作戦）に於ける我の優位な点は、「比島を中心とし南西諸島、台湾、中南支より南西方面に亘る有利なる航空基盤に立脚せる我が航空戦力の運用」が可能なことから、「決戦地区に機を失せず我が航空戦力を徹底的に集中發揮して敵を洋上に於て撃滅する」ことが「最大の戦勝方策」であると主張された⁵³。

つまり、比島の地理的位置は、周辺島嶼とともに我の航空戦力の集中發揮を容易にするものであり、我の戦略的優位性を増大するものである。したがって、この優位性を最大限に活用して、我が航空戦力を集中發揮することが、戦勝獲得の最良方策とされたのである。上記陸海軍航空部隊の運用は、こうした考え方を反映したものである。

しかし、南北約1,600キロ、約7,000もの多数の島嶼からなる比島方面決戦は、現地陸海軍の航空戦力のみならず、両軍総戦力の最も緊密な調整を必要とした。この点は、他の決戦方面とは著しく異なるところであった。

したがって1944年8月20日、南方軍と南西方面艦隊の間で協定された「比島方面作戦指導要綱」は、比島方面決戦のために、陸海空の各作戦を遂行する上で準拠となるものであった。

その方針によれば、「比島方面に來攻する敵就中其の主力（主力空母群及び主力輸送船団を統合せるものを謂う）に対し、陸海軍総合決戦を指導し、その企図を撃砕」するため、「空海決戦を敵主力の洋上」に求め、「地上決戦を呂宋^{るそん}地区」に予定することが定められた⁵⁴。

ここに「地上決戦を呂宋地区」に限定したのは、陸軍部隊を広大な比島正面の随時随所に投入することが困難であったことから、敵がルソン島に來攻する場合だけ、陸海空で決戦を行うこととし、中南部比島（レイテ島）に來攻した場合は、決戦は海空戦力によるもののみとして地上決戦は行わないことにしたのである⁵⁵。

⁵³ 「第14方面軍司令官二対スル参謀総長要望」（昭和十九年九月二十九日）（『作戦関係重要書類綴』第四巻）防衛研究所図書館所蔵。

⁵⁴ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本營陸軍部<9>』195-200頁。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 捷号陸軍作戦<1>』レイテ決戦』（朝雲新聞社、1970年）112頁、125頁。

⁵⁵ ルソン島は南北約800km、マニラ湾—オルモック湾（レイテ島）間は720kmで、両島に地上兵力を配備するには圧倒的に不足しており、また海上輸送力も不足していた。例え中南部比島に地上決戦を求めたとしても、増援部隊の海上輸送は敵空母機の妨害を排除しつつ行わなければならないことから、地上決戦は、ルソン島に限定せざるを得なかった。

そして連合艦隊はこの決戦に策応し、直ちに第1航空艦隊（第5基地航空部隊）と第2航空艦隊（第6基地航空部隊）を集中して敵空母及び輸送船を攻撃、機動部隊本隊（第3艦隊基幹）と第2遊撃部隊（第5艦隊基幹）は敵を北方に牽制誘致し、この間、第1遊撃部隊（第2艦隊基幹）が敵上陸地点に突入する計画であった。そして第1遊撃部隊の突入は、敵の上陸開始後2日以内に実施することとし、航空総攻撃は第1遊撃部隊突入の2日前から開始する予定であった⁵⁶。

これを要するに、比島（捷一号）決戦は、陸海空の各戦力をもって、敵上陸地点に完全なタイミングをもって集中発揮しようとするものであったといえよう。しかし実際には、各戦力の策応連携は図れず、以下のごとく各個撃破されてしまうのである。

捷一1号作戦が発動されたのは、1944年10月18日であり、前日のレイテ湾口・スルアン島へ米軍が上陸したことに伴うものであった。しかし、それ以前に生起した敵機動部隊による比島空襲（9月12～14日）や台湾沖航空戦（10月12日～16日）によって、再建途上の航空機300機以上を損耗したことは、捷一号決戦の根底を揺るがすことになった。しかも、事実（巡洋艦2隻大破のみ）とは異なる大戦果（空母19、戦艦4を含む撃沈破45隻）の発表は、従来陸軍がとっていたルソン地上決戦方針を転換させ、レイテ地上決戦を決断させることになる。一方でレイテ湾突入を図った連合艦隊の作戦は、錯誤と混乱のうちに失敗する。そして空母4、戦艦3、重巡6、軽巡4、駆逐艦11、潜水艦1のほか、飛行機500機、人員1万人もの損失は、その後の海上決戦能力を著しく減退させた。また、ルソン地上決戦からレイテ地上決戦に移行した陸軍も、部隊の逐次投入と移送間の海没などによって、戦況は予期のとおり進展せず、12月25日には持久戦へと移行した。そして以後は、本土決戦をも覚悟しなければならない情勢に陥るのである。

おわりに

以上、小磯内閣期における政策決定過程の特色について、陸軍の戦争終結構想から第3回戦争指導大綱の策定、そして陸海軍作戦の実施に至るまでを対象として分析した。この研究が単なる事実の追跡に終ることなく、政策決定過程の特色を導き出すためには、東條内閣における政策決定過程と比較することが重要であろう。そして、ここに繰り返される政策決定過程の特色を、そのプロセスと枠組み、制度的側面から以下にまとめてみた。

⁵⁶ 「連合艦隊捷号作戦要領」（機密連合艦隊命令作第八十五号、昭和十九年八月四日）（防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 海軍捷号作戦<1>台湾沖航空戦まで』（朝雲新聞社、1970年）86-87頁）。

（１）プロセスの側面－統帥優先の政策決定過程－

本稿の最初にも触れたように、第３回戦争指導大綱は、陸海軍戦略を太平洋正面における対米決戦へと明確に転換したものとなった。これは、前２回の戦争指導大綱（１９４２年３月、４３年９月）が、ドイツ不敗を前提とした持久戦略であったのに対し、明確に一線を画すものであった。

これは、太平洋正面での戦局の悪化や国力の限界のみならず、欧州戦場においても、すでに前年にイタリアが脱落し、いままたドイツの敗北が予想されたことも戦略転換の要因となっていた。他方、より大きな要因としてクローズアップされたのが、日ソ中立関係の維持とこれが破綻した場合のソ連の対日参戦時期の見積もりであった。ソ連が本年（１９４４年）中に対日参戦する可能性は少ないとしながらも、国力の関係から、対ソ戦備を整えつつ、対米（決戦）戦備を強化することは不可能であった。したがって、少なくとも日ソ中立関係の維持が保たれ、対北方安全保障が担保できる本年（４４年）中の対米決戦という構想が導き出されるのである。

上記構想は、いずれも戦争指導班を中心として、１９４３年末から４４年春頃にかけて研究されてきたものであった。しかしこうした検討が、第３回戦争指導大綱（４４年８月）の策定過程に直結したかというところではなく、むしろマリアナ失陥と同時期にまとめられた太平洋正面における「緊急戦備案」（４４年７月上旬）と、これを前提とした「陸海軍爾後の作戦指導大綱」（４４年７月下旬）の流れを汲むものであった。

特に、前記「作戦指導大綱」の方針は、「本土（北海道、本州、四国、九州付近及び状況により小笠原諸島）、連絡圏域（南西諸島、台湾及び東南支那付近）、比島方面」において、１９４４年８月以降、「米軍主力の進攻に対し決戦を指導す」というもので、のちの捷号作戦計画の原型となり、これがまた第３回戦争指導大綱（４４年８月）の基本戦略となっていた。こうした作戦中心の戦争指導大綱の策定過程は、ある意味では状況の急変に即応するもので止むを得ない処置と判断されるかもしれないが、むしろ開戦以降顕在化していた統帥優先の政策決定がもたらした結果といえなくもない。

（２）枠組みの側面－世界戦争の一環としての太平洋戦争－

既述のごとく、第３回戦争指導大綱の軍事政策が太平洋正面における対米決戦へと明確な転換を見せているのに対し、対ソ政策は依然として「静謐保持」（＝対ソ安定）を前提とした独ソ和平斡旋策が列挙されていた。

そもそも独ソ和平斡旋策については、第１回戦争指導大綱（１９４２年３月）の策定段階か

ら、軍事戦略に呼応する重要な政策として採り上げられていた。その狙いとするところは、日独伊の西アジア・インド方面での軍事的提携（＝対英屈服策）を促進させるため、独ソ和解によってドイツを対ソ戦から脱却させて対英屈服（英本土上陸を含む）に全力を集中させるとともに、ソ連を枢軸国側に引き入れて連合国側（英米）に対する枢軸国側（日独伊ソ）の勢力的優位を獲得し、最終的には有条件妥協和平によって終戦に導こうとするものであった。これは、「腹案」が描く戦争終末イメージを忠実に守ろうとするものであった。

ところが第2回戦争指導大綱（1943年9月）策定時では、イタリアの降伏やドイツの戦況不振等から、日本の意向にかかわらず独・英米和平（欧州単独和平）が成立することが危惧され、これを防止する意味での独ソ和平斡旋策が考えられた。こうした意味での独ソ和平斡旋策は、第3回戦争指導大綱（44年8月）でも採用されるが、必ずしもその成立の見込みがあったわけではない。むしろ日ソ中立関係の維持と安定化こそが戦争指導上の喫緊の課題とされ、独ソ和平斡旋策は対外政策上二義的な政策になっていくのである。この点が、第2回戦争指導大綱の独ソ和平斡旋策とは異なるところであった。

これらを政策決定の枠組みの側面から要約・敷衍すると、前2回の戦争指導大綱（1942年3月、43年9月）は、太平洋戦争を欧州戦争とともに、世界戦争の一環として捉えることにより、戦争終結の機会を探っていたといえるだろう。これは開戦以前からの考え方であり、「如何なる場合においても独伊をして米英を相手とする単独講和を為さしめざることが戦争指導上特に喫緊の事項」であるとしたことから覗える（御前会議（41年9月6日）における杉山参謀総長の説明）⁵⁷。そして、開戦直後に「日独伊単独不講和協定」が締結（41年12月11日）されたことも、上記趣旨によるものであった。

当然、第3回戦争指導大綱においても、太平洋戦争は世界戦争の一環として捉えられていたが、前年にイタリアが脱落し、いままたドイツの敗北が予想される状況においては、最早枢軸国側の連携を期待することはできず、太平洋正面において自主的に戦争を終結させる方策を探らざるを得なかった。こうした意味でも、日本の国力がジリ貧になる前の決戦と、その前提条件としての対北方安全確保（＝日ソ中立関係の維持、友好関係の促進）が、第3回戦争指導大綱の骨格を形成するのである。

（3）制度の側面－陸海軍の分立と対立－

また前2回の戦争指導大綱が、陸海軍の本質的に異なる戦略思想を内包した「両論併記」あるいは「同床異夢」的のものであったのに対し、今回の第3回戦争指導大綱は、対米決戦という思想で陸海軍戦略は一致することになる。ただ問題は、陸海軍戦力を如何にして

⁵⁷ 参謀本部編『杉山メモ（上）』（原書房、1989年）317頁。

統合発揮するかという、より戦術的な内容に転化していた。

そもそも陸海軍は、大本営から作戦部隊に至るまで二元統帥となっていることから、両軍戦力の効果的発揮が十分に行われなかったことは良く知られている。また米軍が三軍を統合した陸海空一体の作戦を指導したのに対し、日本軍は陸海軍の戦略や運用の基礎が異なったままで協同作戦を行ったことから、陸海軍戦力の統合発揮は時期的、地域的に各個バラバラであったことも、戦後よく指摘されることである。

このような制度的欠陥は、ガダルカナル島撤退直後の宮崎少将の戦訓報告でも厳しく指摘されたところであった。そしてこれを契機としたX（航空兵力の統合）・Y（大本営の一元化）問題は、絶対国防圏設定前後から盛んに議論されることになるが、今回の陸海軍航空戦力の統合問題も、このような議論の延長線上にあったことは間違いない。

しかし、当時から指摘されたことであったが、陸軍と海軍では、航空機の機種から生産補給の要領まで、あるいはパイロットの練成に至るまで異なっており、両軍の航空戦力を組織的に統合することは容易ではなかった。結局大本営が着想したのが、作戦地域（機能）別の陸海軍航空戦力の統合であった。それは、組織的に陸海軍の航空部隊を統合するのではなく、陸軍航空部隊（海軍航空部隊）の指揮下に海軍航空部隊（陸軍航空部隊）を置くという、指揮運用上の統合であった。このような陸海軍航空部隊の局地的統合と指揮の統一は、終戦に至るまで行われたが、航空機の性能や航法などの違いから、両軍航空部隊の統一運用は難しく、結局作戦は別々に行われることになる。

そして戦局が悪化し、本土決戦をも覚悟しなければならない情勢になると、最早戦略的観点から勝利を迫及する方策は途絶え、あとは戦術的な観点から、すなわち最後の作戦（＝決戦）に如何にして勝利を得るかという一点に望みを託すことになる。そして、これまでは軍事政策の従属変数として変化せざるを得なかった対ソ政策は、次第に軍事政策からの自律的側面を強め、ついにはソ連による終戦仲介の斡旋議論にまで発展するのである。それは、世界戦争から太平洋戦争へと、当時の戦争指導者たちの政策決定の枠組みが変化したと決して無縁ではなかった。

（防衛研究所戦史部 第1戦史研究室所員）